

商品名	インターネット支店専用 定期預金 自由金利型定期預金(M型) <複利型>
-----	--

販売対象	・インターネット支店にて普通預金口座を開設している個人のみ
期間	・定型方式3年, 定型方式5年 ◎自動継続利払式のみ
預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・インターネットバンキングより一括預入(普通預金からの振替預入) ・それぞれの期間ごとに1口10万円以上1,000万円以内かつ 3年、5年もの合算で1,000万円以内 ・1円単位
払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利(預入時の利率を満期日まで適用します。) ○3年もの(複利型) 0.06% ○5年もの(複利型) 0.06% ※自動継続の初回満期日以降の継続分についても、継続日におけるそれぞれの期間に相当するインターネット支店専用定期預金の当金庫ホームページ表示金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 (6ヶ月毎の複利計算を行います。)
商品コード	・「97」
取扱期間	・令和3年4月1日(木) ~ 令和4年3月31日(木) (金利情勢等により内容変更または取扱いを中止させていただくことがあります。)
税金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
特約事項	・総合口座の取扱いはできません。 ・マル優の取扱いはできません。 ・一部解約の取扱いはできません。 ・満期案内は送付いたしません。
中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により中途解約利息とともに支払います。 (6ヶ月毎の複利計算を行います。) <定型方式3年> ・6ヶ月未満 解約日の普通預金利率 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×40% ・1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% ・1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% ・2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70% ・2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×90% <定型方式5年> ・6ヶ月未満 解約日の普通預金利率 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×30% ・1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×40% ・1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×50% ・2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×60%

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年6ヶ月以上3年未満 …………… 約定利率×70% ・ 3年以上4年未満 …………… 約定利率×80% ・ 4年以上5年未満 …………… 約定利率×90% <p>(注) 小数点第3位以下切捨て。但し、普通預金利率を下限とする。</p>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫ホームページにてご確認ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客さまセンターにお申し出ください。 ○お客さまセンター (フリーダイヤル:0120-307-860 9時～17時) ・ 紛争解決措置 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さまセンターまたは全国しんきん相談所にお申し出ください。 ○全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825 9時～17時) また、お客さまから下記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 ○兵庫県弁護士会 (電話:078-341-8227) ○東京弁護士会 (電話:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記方法によるご利用も可能です。 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停) ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続停止後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)